

「多重債務問題の解決に向けた方策について (有識者会議による意見とりまとめ)」の概要

- 我が国の消費者金融の利用者は少なくとも 1400 万人、多重債務者は 200 万人超。
- 改正貸金業法（上限金利の引下げ、総量規制の導入等）による貸し手への規制を通じて新たな多重債務者の発生は抑制。
- 一方で、今後、改正法完全施行に向けて、既存の借り手等を対象にした「借り手対策」が必要。
 - 1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
 - 2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
 - 3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
 - 4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

多重債務者対策本部において、このとりまとめに基づいて、早急に具体的な措置を検討した上で「多重債務問題改善プログラム（仮称）」を策定し、政府及び関係者が一体となって実行することを強く要請。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

- 多重債務者の中で相談窓口やカウンセリング主体にアクセスできているのは 2 割程度との指摘。残りの 8 割の掘り起こし（発見）・問題解決が重要。
- 現在の担い手は、弁護士会・司法書士会、財団法人日本クレジットカウンセリング協会、法テラスなど。カウンセリングの量・質、相互のネットワークの構築が不十分。
- 全国の市町村のうち、相談者からの事情の聴取や、解決方法の検討・助言を行っているのは、それぞれ約 4 割、約 2 割。
概して町村に比べて市の方が相談内容が充実。ただし、比較的人口規模が大きい市、消費生活センターがある市でも、他の相談窓口等への紹介にとどまるケースも多い。



- 多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題。
 - 既存のカウンセリング主体による体制強化に加えて、遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態が実現されるよう要請。
 - 地方自治体は、住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし（発見）・問題解決に機能発揮が期待できる。こうした機能が発揮されるよう、各自治体に各部局間の連携を要請。（例：生活保護、家庭内暴力、公営住宅料金徴収等の担当部局で多重債務者を発見した場合には、相談窓口に直接連絡して誘導する。）
- ※ こうした取組みは、自治体にとっても、保険料・公共料金等の納付確保につながるメリットもあるとの指摘。

- 市町村による相談については、一律の対応を求めるのではなく、以下の対応を要請。
 - イ 相談窓口が整備されており相談の専任者がいる自治体(約400(このうち市は約300))に、丁寧な事情の聴取、具体的な解決方法の検討・助言ができるよう相談体制・内容の充実、専門機関（弁護士・司法書士等）への紹介・誘導を要請。
 - ロ 消費生活センターを設置している市、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市にも同様の要請。
 - ハ それ以外の市町村は、他自治体やカウンセリング主体への紹介・誘導を要請。
- 都道府県に、以下の対応を要請。
 - ① 自らの相談窓口における相談内容を充実（市町村の相談体制の補完）
 - ② 都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立、必要な対策を協議。
 - ③ 市町村のネットワーク作り等を支援。
- 国は財務局における相談体制を強化するとともに、自治体向けに実践的な相談マニュアルを作成し、ノウハウを提供・指導。
- 法テラスは、紹介業務の体制整備を行うとともに、低所得者向けの民事法律扶助（無料法律相談等）の利用促進のため、周知、体制の整備強化。
- 関係業界が拠出する財団法人日本クレジットカウンセリング協会は現状の全国3箇所を増設し、ブロック単位（全国11箇所）で拠点を設置。

2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

- 貸金業者からの返済に窮した場合の解決法は、主に任意整理や自己破産等。
- 公的なセーフティネット貸付は消費者金融に比べて小規模。
- 岩手信用生協は、多重債務者向けの融資で極めて低い貸倒率（約0.1%）を実現。

- 
- 高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けは、各地域において「顔の見える融資」（丁寧な事情聴取、解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題の解決に資する場合に限って低利の貸付け）を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていくべき。（主体は各地域の非営利機関（生協、NPO、中間法人等）や民間金融機関（労金、信金、信組等）。公的な信用付与として自治体が、非営利機関に融資する金融機関に預託金を預ける岩手信用生協の例も参考になる。）
 - 既存の消費者向けセーフティネット貸付け（社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等）についても、事前相談や事後モニタリングを充実させること等（債務整理等に関する研修、弁護士会等との連携強化等）により、受け皿としての活用の促進が望まれる。
 - 社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられずに高金利の貸付けがそれを代行する事態が発生しないよう、適正な運用を図る。
 - 事業者向けの政府系金融機関によるセーフティネット貸付等については、
 - ・ きめ細かく融資申込者の状況を把握し、債務整理等のため、必要に応じて弁護士等への紹介・誘導。
 - ・ 早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、全国約280箇所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小公庫・国民公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるのでその積極的な活用を促す。

3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

(現在の多重債務者救済のための相談体制の整備等とともに、「対策の車の両輪」)

- 消費者金融利用者の金利・返済額に関する知識・認識不足。
- 借金をした場合の金利や上限金利制度等は、実際の教育現場では十分教えられていないのではないかとの指摘。(弁護士会・司法書士会や自治体職員などの自主的取組みに委ねられている。)
- 多くの若者が多重債務問題に直面しているとの指摘。
- 消費者金融大手5社の新規利用者のうち4割超は20歳代。

- 
- 社会に出る前に、高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理などの制度や相談窓口の存在）等の知識を得ることが必要。
 - 当面の対応策として、ホームルーム等において借金問題を取り上げるよう促すことを検討するべき。
(あわせて、学習指導要領の見直しの内容を踏まえた、教員研修を行うこと等が必要。
また、教科書において、見直しも踏まえた記述がなされることを期待。)
 - 成人への消費者教育については、関係団体・自治体等による取組みを期待。

4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- 
- 改正貸金業法の施行による貸金業者の廃業、高リスクの借り手が借りられなくなることによるヤミ金被害の懸念。
 - 現在のヤミ金の広告・活動等にかんがみ、取締りが不十分との指摘。一方で、手口の高度化、捜査・取締りの困難化。
 - 警察署や警察官によって、被害者への対応にばらつきがあるとの指摘。(「借りたものは返すべき」との発言など)

- 
- 今回の改正貸金業法の規制強化を実効的なものとするため、ヤミ金撲滅が不可欠。
 - 警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底すべき。警察においては、一定期間は集中取締本部を維持し摘発を強化。監督当局は、処分を徹底するとともに、積極的に警察に情報提供すべき。
 - 被害相談を受けた警察・監督当局は、電話による警告等を積極的に行うべき。警察は、携帯電話の不正利用停止制度の積極的活用を検討すべき。
 - 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、疑わしい取引の届出等が義務付けられたので、施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用すべき。
 - 現場の警察官が適切な対応ができるよう、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布・周知すべき。